

特定有害物質の使用、排出等の状況	
業 種 及 び 主 要 製 品	ラベル製造等
特 定 有 害 物 質 の 種 類、使 用 目 的、 使 用 形 態 等	ベンゼン：2階でのガソリンの保管のみ
特 定 有 害 物 質 の 使 用 状 況	ベンゼン：使用履歴なし
	使用期間 2007年～2025年
特 定 有 害 物 質 の 排 出 状 況	無
特 定 有 害 物 質 の 使 用 場 所 等	別添地歴調査報告書のとおり
地 下 施 設 の 有 無 及 び 概 要	無
地表の高さの変更及び 地 質 に 係 る 情 報	不明
土 壌 汚 染 対 策 法 又 は 条 例 に 基 づ く 調 査 及 び 措 置 の 履 歴	無
既 往 調 査 及 び 措 置 に 関 す る 情 報	無
そ の 他 特 記 事 項	

備考 1 別紙が2枚以上となる場合は、それぞれに番号を付けること。
2 △印の欄には、報告書に添付する各別紙に一連番号をつけた上、該当する別紙の番号を記入すること。
3 この様式各欄に記入しきれないときは、図面、表等を利用すること。

登記年月日：令和5年1月10日

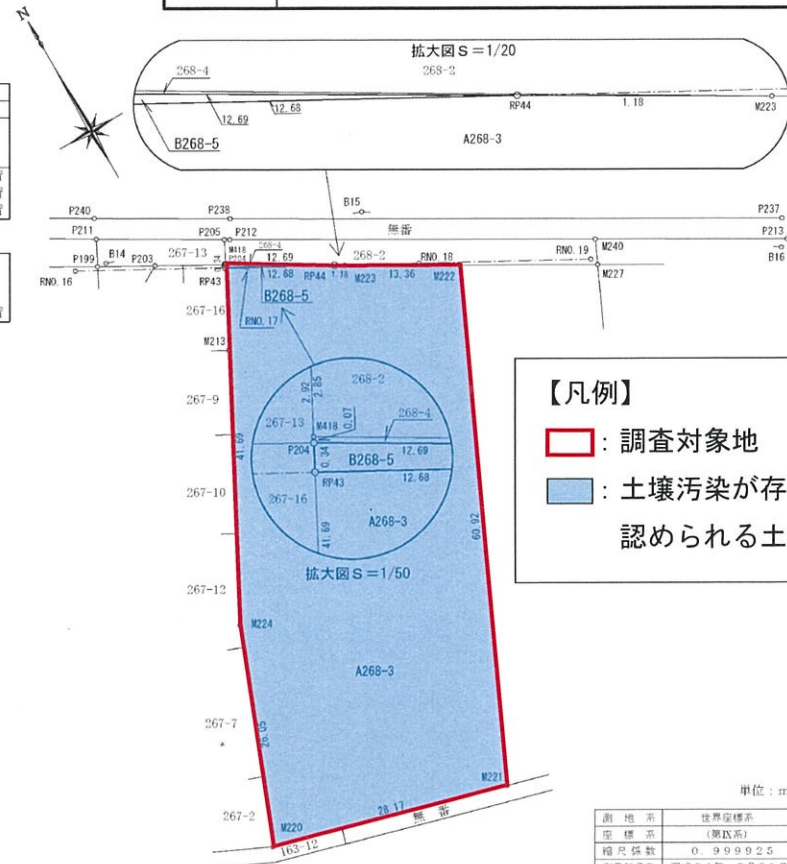
地番	268-3-5	地積測量図	2/2
土地の所在	八王子市暁町一丁目		

座標求積表					
地番	B268-5				
点名	境界線の種類	X	Y	X _{n-1} - X _{n-1}	Y _n (X _{n-1} - X _{n-1})
P204	鉄	-36492.460	-45111.284	6.110	-275629.945240
RP43	刻み(ペンキ)	-36492.761	-45111.443	-6.411	289209.461073
RP44	鉄	-36498.871	-45100.325	0.301	-13575.197825
				倍面積	4.318008 m ²
				面積	2.1590040 m ²
				地積	2.15 m ²

残地求積表			
A268-3	公	簿	1826.2761000
	総	計	2.1590040
	残	地	1824.1170960
	地	積	1824.11 m ²

境界点・引張点・トラバース点 座標リスト				
点名	標識	X	Y	
M224	石杭	-36529.646	-45130.880	
M220	石杭	-36553.855	-45140.506	
M221	コンクリート杭	-36561.422	-45113.363	
M222	刻み(ペンキ)	-36506.152	-45087.729	
M223	刻み(ペンキ)	-36499.470	-45099.301	
M418	刻み(ペンキ)	-36492.397	-45111.251	
P203	刻み(ペンキ)	-36488.449	-45118.450	
P199	金属標	-36485.185	-45124.282	
P211	鉄	-36482.341	-45122.810	
P240	鉄	-36480.117	-45121.793	
P238	鉄	-36488.095	-45108.119	
P205	鉄	-36489.870	-45109.919	
P212	鉄	-36490.190	-45109.371	
P237	鉄	-36520.262	-45052.529	
P213	鉄	-36522.663	-45053.228	
M240	鉄	-36511.476	-45072.565	
M227	金属標	-36514.184	-45073.822	
M213	刻み(ペンキ)	-36501.320	-45115.953	
RNO.16	鉄	-36484.340	-45126.764	
RNO.17	鉄	-36493.973	-45109.237	
RNO.18	鉄	-36503.606	-45091.709	
RNO.19	鉄	-36513.239	-45074.181	
B14	トラバース鉄	-36485.342	-45123.240	
B15	トラバース鉄	-36495.062	-45094.442	
B16	トラバース鉄	-36523.169	-45054.299	

『この測量に使用した街区多角点等は震災前の八王子市公表成果を使用したものである。』



【凡例】

- 調査対象地
- 土壌汚染が存在するおそれがないと認められる土地（試料採取不要）

作成者

申請人 被代位者 成和株式会社
代位者 八王子市長 石森孝志

縮尺 1/500

汚染のおそれの区分図

令和5年11月 2023/03/08

1. 調査概要

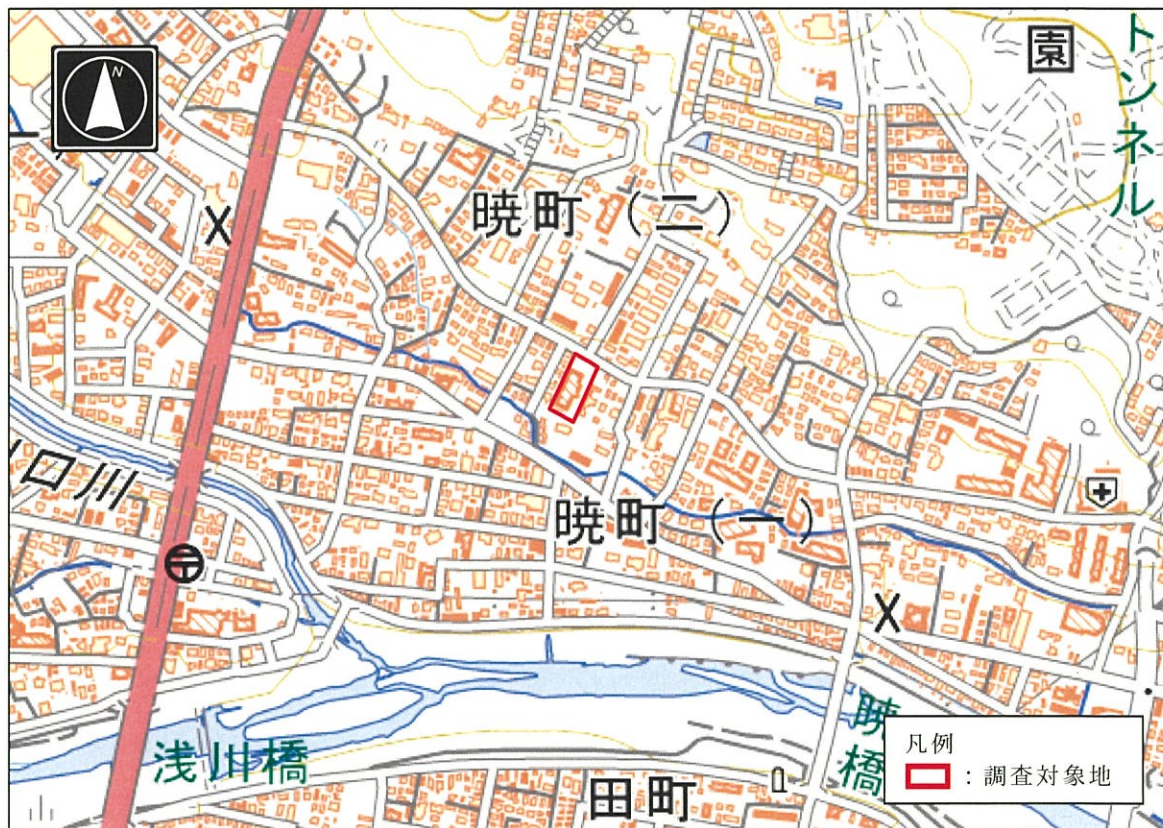
(1) 目的

本調査は、調査対象地の土地利用の履歴及び有害物質の取り扱い状況を確認し、調査対象地における土壌汚染の可能性を把握することを目的とした。

(2) 調査対象地

- ・ 調査対象地：東京都八王子市暁町一丁目 31 番 16 号（住居表示）
東京都八王子市暁町一丁目 268 番 3、268 番 5（地番）
- ・ 土地所有者：株式会社寿建設、東京都八王子市
- ・ 調査対象面積：1,826.26m²（登記簿面積）
- ・ 現在の用途：事務所・作業所
- ・ 用途地域：準工業地域

調査対象地の位置図を図 1-1 に示す。



出典：「地理院地図」（国土地理院）

図 1-1 調査対象地位置図

(3) 法令等

本調査は、以下の法令等を参考に実施した。

- ① 土壌汚染対策法（平成 14 年 5 月法律第 53 号）
- ② 土壌汚染対策法施行令（平成 14 年 11 月政令第 336 号）
- ③ 土壌汚染対策法施行規則（平成 14 年 12 月環境省令第 29 号）
- ④ 土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン改訂第 3.1 版
（令和 4 年 8 月、環境省 水・大気環境局 水環境課土壌環境室）
- ⑤ 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例
（平成 12 年 12 月東京都条例第 215 号）
- ⑥ 東京都土壌汚染対策指針（平成 13 年 9 月東京都告示第 1182 号）
（以下、①から③まで併せて「土対法」、④は「ガイドライン」と示す。）
（以下、⑤は「条例」と示す。）

(4) 調査実施機関

- ・株式会社環境管理センター
東京都八王子市散田町 3-7-23
土壌汚染対策法指定調査機関（指定番号 2003-8-3036）
技術管理者：[REDACTED]（第 [REDACTED] 号）

(5) 調査期間

2025 年 3 月 27 日～5 月 16 日

- ・聴取調査：2025 年 4 月 8 日
- ・現地調査：2025 年 4 月 8 日

(3) 人為等由来の土壤汚染のおそれに関する情報

① 土壤の特定有害物質による汚染状態に関する情報

調査対象地内では過去に土壤調査は行われていない。

また、調査対象地内には、土壤汚染対策法に基づく指定区域（要措置区域、形質変更時要届出区域）はない。

② 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体・液体の埋設等（埋設・飛散・流出・地下浸透）に関する情報

収集した資料、聴取調査及び現地調査によると、調査対象地内において特定有害物質又は特定有害物質を含む固体・液体の埋設等（埋設・飛散・流出・地下浸透）に関する情報は確認されなかった。

③ 特定有害物質の使用等（製造・使用・処理）に関する情報

収集した資料、聴取調査及び現地調査によると、調査対象地内において特定有害物質又は特定有害物質を含む固体・液体の使用等（製造・使用・処理）に関する情報は確認されなかった。

④ 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体・液体の貯蔵等（貯蔵・保管）に関する情報

聴取調査及び現地調査によると、調査対象地では表 3-2 に示すとおり、ガソリンを 2 階の鍵付キャビネットに保管している。ガソリン保管場所を図 3-7 に示す。

なお、ガソリンについては、移転前（横浜市）にラベル印字のテスト用に使用（綿棒で塗布）していたものを薬瓶に少量（約 100mL 程度）保管しており、鍵付キャビネットには吸着シートを敷いている。

化学薬品使用記録簿（添付資料参照）では、2007 年（平成 19 年）及び 2008 年（平成 20 年）には 0.1、2009 年（平成 21 年）にはビン+0.4 と表記されているが、これは 2009 年（平成 21 年）から保存用のガラス瓶の重量込みの表記となっているためである。なお、2020 年（令和 2 年）からガラス瓶込みの重量が減少しているが、これは 2020 年（令和 2 年）から計量に用いる秤をバネ秤から電子秤に変更したためである。

また、2007 年（平成 19 年）に八王子市に移転してからの使用記録はない。

表 3-2 特定有害物質貯蔵・保管場所

試薬類	特定有害物質	貯蔵・保管場所
ガソリン	ベンゼン	2 階鍵付キャビネット

⑤ その他の情報

特段の情報は得られなかった。

(4) 自然由来の土壤汚染のおそれに関する情報

調査対象地における自然由来の土壤汚染に関する情報は得られなかった。

(5) 水面埋立てに用いられた土砂由来の土壤汚染のおそれに関する情報

調査対象地は公有水面埋立地には該当せず、調査対象地における水面埋立て土砂由来の土壤汚染に関する情報は得られなかった。

4. まとめ

調査対象地は、空中写真及び住宅地図では、2001 年(平成 13 年)には名称未記載の建物が表記されているが、2008 年(平成 20 年)から 2024 年(令和 6 年)には日本ブレイディ(株)が確認されている。

調査対象地は土壤汚染対策法に基づく指定区域には該当しない。

聴取調査及び現地調査によると、調査対象地ではガソリンを 2 階の鍵付キャビネットに保管している。

なお、ガソリンについては、移転前(横浜市)にラベル印字のテスト用に使用(綿棒で塗布)していたものを薬瓶に少量(約 100mL 程度)保管しており、鍵付キャビネットには吸着シートを敷いている。

化学薬品使用記録簿(添付資料参照)では、2007 年(平成 19 年)及び 2008 年(平成 20 年)には 0.1、2009 年(平成 21 年)にはビン+0.4 と表記されているが、これは 2009 年(平成 21 年)から保存用のガラス瓶の重量込みの表記となっているためである。なお、2020 年(令和 2 年)からガラス瓶込みの重量が減少しているが、これは 2020 年(令和 2 年)から計量に用いる秤をバネ秤から電子秤に変更したためである。

また、2007 年(平成 19 年)に八王子市に移転してからの使用記録はない。

以上より、調査対象地において特定有害物質の埋設・使用・貯蔵等の履歴が確認されたものの、保管状況等を鑑みた結果、土壤汚染のおそれはないと考えられる。